

監 査 公 表

湯監告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定に基づき、平成23年11月8日に実施した平成23年度財政援助団体監査の結果について別添のとおり公表する。

平成23年11月30日

湯浅町監査委員 上田 榮一

湯浅町監査委員 由良 祥治

第1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、町が補助金交付の財政援助を行っている団体等に対して、財政援助に係る事業が、法令及び目的に沿って適正に執行されているか監査を実施する

第2 監査の範囲等

1 監査の範囲

平成21年度、平成22年度

2 監査した団体等

(1)財政援助団体

湯浅町商工会、湯浅まつり実行委員会

(2)対象団体の担当課

産業観光課

3 監査実施期間

平成23年9月22日(木)と11月8日(火)の2日間

4 監査場所

監査委員室及び湯浅町商工会

5 監査方法

事前に提出された審査書類を9月22日(木)に予備審査を行い、11月8日(火)に関係者等から聴取を行い審査した。

第3 監査対象の概要

1 事業の内容

(1)事業の概要

ア 湯浅町商工会は、商工会の組織等に関する法律(昭和35年法律第89号(現在は平成5年法律第51号により商工会法に改題)第23条第1項に基づき認可を受け、小規模事業者の経営または技術の発展改善を図る経営改善普及事業や地域総合振興事業を行いながら、町の活性化を図るため中心市街地活性化法に基づき町、住民と連携しながら数々なまちづくり活性化事業を実施している。

今回の監査は、経営改善普及事業などを行う湯浅町商工会へ交付している補助金について監査を実施した。

イ 湯浅まつり実行員会は、昭和52年に設立され町、観光協会、

商工会などの関係団体などで構成されている。毎年 8 月の第 1 日曜日に湯浅町の夏の風物詩とも言える湯浅まつりを町民総参加で開催している。湯浅まつりの主な事業は、湯浅ぞめきや親子広場などで、今回の監査では湯浅まつり実行委員会へ交付している補助金について監査を実施した。

(2)補助金の補助金交付額

ア 湯浅町商工会

平成 21 年度 5,500,000 円

平成 22 年度 5,500,000 円

イ 湯浅まつり実行委員会

平成 21 年度 2,000,000 円

平成 22 年度 2,000,000 円

第 4 監査結果

監査結果について、一部不適切なところがあり、改善、検討の必要があると認められたので次のとおり指摘する。

1 産業観光課

(1)補助金交付について

湯浅町商工会や湯浅まつり実行委員会から湯浅町補助金等交付規則(以下「規則」という。)第 5 条に基づく補助金交付申請を受付け、規則第 6 条に基づき審査し交付決定を行うが、補助対象事業や予算書などの関係書類の精査ができていない。今後は補助対象事業費の把握や団体の概要などを十分に精査し交付決定をされたい。

また補助金支出については規則第 9 条第 3 項の規定に基づき補助金交付団体に対して概算払い並びに前払いで支出しているが、補助金交付団体の過去の支払実績や資金計画など精査し安易に支出することのないようにしていただきたい。

(2)補助金交付団体への調査について

補助金交付団体に対して、規則第 11 条にある調査及び報告について一度も実施されていないので、今後は定期的に事務検査を行うなどの取組をしていただきたい。

2 湯浅町商工会

(1)財務上について

湯浅町商工会については、規則並びに要綱に基づく補助金交付申

請や実績報告などを始め、定款や会計規定、出納関係伝票、固定資産台帳などについても整備され問題はなかった。ただ町財政も厳しい状況であるため、現在の補助金収入の方法について、資金計画を考慮しながらであるが担当課と検討していただきたい。

3 湯浅まつり実行委員会

(1)定款等の整備について

湯浅まつり実行委員会については、定款、会計規定などが整備されていない。定款は、その団体の設立目的や事業などを定めるものであり、会計規定については、出納関係などの事務処理に関し必要な事項を定めるものである。組織の体系や意思決定、決裁方法などの規定や事業目的、出納関係伝票や財産などの保管、管理、運用などの財務上の取扱いが未整備のため、今後は定款、会計規定、それに関連する固定資産台帳などの整備を図られたい。

第5 まとめ

平成 22 年度より地方自治法第 199 条の規定に基づく財政援助団体等監査を実施することを決定しました。平成 22 年度は 1 団体、本年度は 2 団体、そして関係各課の監査を実施しました。本監査を実施するにあたって、補助金の原資は町民の納めていただいた貴重な税金であり、法令等に基づき適正に執行されているかなどを念頭におき、町民の信頼にこたえ、コンプライアンスの向上に貢献することを目指して予算の執行や財産管理等について、合理性、正確性、安全性の観点を基本とし監査を行いました。

今後は、毎年 1 団体程度を選定し監査を実施していく予定であります。

また、町の財政状況について、平成 22 年度は普通会計で 5 年ぶりの黒字となりましたが実質収支額も小幅なものでありまだまだ大変厳しい状況であります。このような状況のなか、効率的かつ効果的に予算を執行していくことが大切であると考えています。財政援助団体等におかれましては、十分に理解されておりますが再度認識していただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、今回の監査結果を活用して、指摘された課や団体等だけの話でなく、各課及び各団体等における共通の認識と捉えて、今後の事務改善等に取り組まれることを要望いたします。